

# 巡回法律相談実施要綱

制 定 昭和49. 6. 1  
最近改正 令和7. 4. 1

## (目的)

第1条 市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (相談員)

第2条 相談担当者は、弁護士とする。

## (相談場所)

第3条 相談場所は、区長の定める場所とする。

## (相談日)

第4条 相談日は、別表のとおりとする。

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）は休みとする。ただし、相談日が休日にあたるときは、原則として振替日を設定する。

3 前2項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

## (相談時間)

第5条 相談実施時間は午後1時から午後5時までとする。

2 相談時間は1回30分とする。

## (受付方法)

第6条 相談は事前に予約するものとする。

## (相談費用)

第7条 相談者の相談費用は無料とする。

## (所管)

第8条 巡回法律相談に関する事務は、区役所及び市民局で処理する。

## (施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和49年 6月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、昭和57年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、昭和58年 6月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、昭和63年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成4年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成8年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成9年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成12年 6月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 6月 1日から施行する。

ただし、東成区役所で実施する法律相談に限り平成25年7月4日以降開催する法律相談から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。

## 巡回法律相談

北 区	第 1 · 3 水曜日
都 島 区	第 1 · 2 · 3 水曜日
福 島 区	第 1 · 2 · 3 · 4 火曜日
此 花 区	第 2 · 4 月曜日
中 央 区	第 1 · 2 · 3 · 4 火曜日
西 区	第 1 · 3 金曜日
港 区	第 1 · 2 · 3 · 4 火曜日
大 正 区	第 1 · 2 · 3 · 4 水曜日
天 王 寺 区	第 1 火曜日 · 2 水曜日 · 3 木曜日 · 4 金曜日
浪 速 区	第 1 · 2 · 3 · 4 水曜日
西 淀 川 区	第 1 · 2 · 3 · 4 木曜日
淀 川 区	第 1 · 3 水曜日, 第 2 · 4 火曜日
東 淀 川 区	第 1 · 2 · 3 · 4 木曜日
東 成 区	第 1 · 2 · 3 · 4 木曜日
生 野 区	第 2 · 3 · 4 火曜日
旭 区	第 1 · 3 · 4 水曜日
城 東 区	第 2 · 3 · 4 水曜日
鶴 見 区	第 2 · 4 金曜日
阿 倍 野 区	第 1 · 3 水曜日
住 之 江 区	第 1 · 2 · 4 火曜日
住 吉 区	第 1 · 3 木曜日, 第 2 · 4 水曜日
東 住 吉 区	第 1 · 2 · 3 · 4 火曜日
平 野 区	第 1 · 2 · 3 · 4 木曜日
西 成 区	第 1 金曜日, 第 3 火曜日